

習志野市介護サービス事業者支援金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた介護サービス事業者に対して習志野市介護サービス事業者支援金（以下第3条第2項第1号を除き、「支援金」という。）を交付することにより、介護サービス事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援 介護保険法（平成9年法律第123号）で規定する居宅介護支援
- (2) 福祉用具貸与 介護保険法で規定する福祉用具貸与
- (3) 特定福祉用具販売 介護保険法で規定する特定福祉用具販売
- (4) 通所リハビリテーション 介護保険法で規定する通所リハビリテーション
- (5) 特定施設入居者生活介護 介護保険法で規定する特定施設入居者生活介護

(交付の対象)

第3条 この支援金は、第2条に掲げる介護サービスを提供する事業所（以下「介護サービス事業所」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 令和8年4月1日現在において、本市において事業所を適正に運営していること。
- (2) 令和8年4月1日以後、継続して本市において前号の事業所を適正に運営しており、かつ、当該事業所を廃止する意思がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる介護サービス事業所は交付の対象としない。

- (1) 介護サービス事業所と同一住所地又は同一建物内で同一の事業者が運営する障害福祉サービスについて、習志野市障害福祉サービス事業者支援金交付要領に基づく支援金を受けた又は受けようとする場合における、当該介護サービス事業所
- (2) 介護保険法第71条第1項の規定により指定があったものとみなされた介護サービス事業所（いわゆる医療みなし指定を受けた事業所）
- (3) その他市長が適当でないとする事業所

(支援金の算定方法)

第4条 支援金の交付は当該年度において1回限りとし、別表の事業所種別欄

に掲げる事業所の区分に応じ、同表支援金額欄で定める1事業所あたりの支援金額又は1人あたりの支援金額に、同表事業所種別欄の各区分に該当する事業所又は定員の数を乗じて得た額（以下「事業所種別支援金額」という。）とし、事業所種別支援金額が複数ある場合は、これらを合計した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一住所地又は同一建物内で同一の事業者が運営する介護サービス事業所が複数ある場合は、別表の事業所種別欄に掲げる額が最も大きい1つの介護サービス事業所のみを算定する。

（交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする介護サービス事業者（以下「申請者」という。）は、習志野市介護サービス事業者支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 支援金を振り込む金融機関の口座通帳の写し等口座番号が確認できるもの

（2） その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査したうえで交付の可否を決定し、習志野市介護サービス事業者支援金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により支援金を受けたとき。

（2） この要領の規定に違反したとき。

（補則）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月16日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

- 3 前項の規定にかかわらず、第7条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和8年4月9日から施行する。

別表（第4条）

事業所種別	区分	支援金額
居宅介護支援	A	1事業所あたり 10万円
福祉用具貸与		
特定福祉用具販売		
通所リハビリテーション	B	1事業所あたり 30万円
特定施設入居者生活介護	C	定員1人あたり 2万5千円